庄内川堤防道路出水時規制調整会議(第1回)

資料(抜粋版)

平成18年2月1日

国土交通省 庄内川河川事務所 名古屋市 緑政土木局 道路部 道路管理課

1. 出水時における通行規制の必要性

出水時における一般車両の堤防道路の通行には、以下のような問題が生じる。

- ・堤防上の通行車両や違法駐車車両、堤防近傍の浸水による避難車両が水防活動の妨げとなる。
- ·河川水位が高い状況での堤防道路の通行は、交通荷重や雨水集中等により堤防の弱体化を招き、場合によっては損傷が生ずる。また、通行車両の交通に危険が及ぶ可能性がある。
- ・法崩れ等、堤防が損傷した場合、応急復旧工事に支障をきたす。

よって、出水時における通行規制が必要である。



水防活動への支障(東海豪雨時)



堤防の法崩れ(東海豪雨時)

2. 出水時の規制に向けた検討項目について

出水時の規制のルール化を行うにあたり、以下の項目について検討を行うものとする。

- ・交通規制を行う法的根拠と規制を行う行政機関の整理
- ・規制の対象区間の検討
- ・交通規制を開始する基準の検討
- ・規制準備を開始する基準の検討
- ・規制箇所の検討
- ・規制方法の検討
- ・連絡系統等の整理
- ・協定の締結

3. 交通規制を行う法的根拠及び規制を行う行政機関について

交通規制や水防活動については、災害対策法、道路法、水防法等に関連の記述あり。 具体的な方法については、交通管理者、道路管理者、河川管理者、水防管理者等の協議により、水防計画等に位置づける必要がある。

4.規制の対象区域の検討

(1) 庄内川

中下流部の堤防道路を全て対象とする。

(2)矢田川

宮前橋から下流側(国土交通省直轄管理区間)を対象とする。

5.規制開始基準の検討

(1)規制開始基準の考え方

規制を開始する基準としては、雨量や水位等が考えられるが、基準として明確となる水位で設定する。

また対象とする水位観測所は、庄内川下流部に位置する「枇杷島水位観測所」、中流部に位置する「志段味水位観測所」及び矢田川に位置する「瀬古水位観測所」とする。

(2)規制開始水位毎の対象区間

各観測所で設定した「規制開始水位」の対象となる堤防区間を設定する。

対象区域は、現在観測所毎で設定されている危険水位等の対象区間を参考に設定するものとする。

また各観測所の対象区間は一部重複させるものとする。

各観測所における対象区間は、以下のとおりとする。

観測所名	対象区間		
枇杷島水位観測所	庄内川右岸	~新川中橋(19.4k+140)	
	庄内川左岸	~新川中橋(19.4k+140)	
志段味水位観測所	庄内川右岸	新庄内川橋(17.4k + 85)~	
	庄内川左岸	新川中橋(19.4k+140)~	
瀬古水位観測所	矢田川右岸	新川中橋(19.4k+140)~	
	矢田川左岸	新庄内川橋(17.4k + 85)~	

(3)水防上の基準水位

水防活動への支障に重点を置いた場合は、水防団が準備や出動をする「警戒水位」、「出動水位」等を基準とすることが考えられ、堤防の安定性や車両通行の危険性に重点を置いた場合は、「危険水位」等を基準とすることが考えられる。

水防上の基準水位は主に以下のとおりである。

「警戒水位」

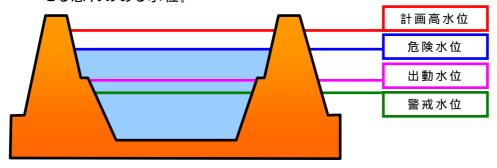
災害に備えて水防団に出動の準備をさせる必要がある水位。

「出動水位」

水防団が巡視、点検を開始する水位。

「危険水位」

洪水による破堤により相当の家屋浸水等の被害を生ずる河川氾濫が起こる恐れのある水位。



(4)規制開始基準水位について

通行規制の必要性としては、主に水防活動への支障や堤防の安定性、車両通行の危険性があるが、何に重点をおいて通行規制を行うかにより、規制開始時期の考え方が異なる。

「危険水位」は河川流量が安全に流下する限界水位であるため、庄内川でも基準地点でこの水位に達した時点で、危険箇所において災害の発生する恐れがあり、通行に危険性を伴う。また水防団による現地での対策が行われている可能性も高い。し

たがってこの段階においては、通行規制が開始されている必要があり、「危険水位」を基準水位とする。

現在、対象とする水位観測所にて設定している危険水位及び危険水位に達する頻度は、以下のとおりである。

観測所名	位置	規制開始 水位	参考	
		(危険水位)	出動水位	警戒水位
		及び頻度	及び頻度	及び頻度
枇杷島水位観測所	庄内川下流部	7.80m	6.30 m	5.60 m
	(約 10.8k)	1 回/30 年	10 回/30 年	18 回/30 年
志段味水位観測所	庄内川中流部	5.50m	5.20 m	4.60m
	(約 32.8k)	4 回/30 年	7回/30年	10 回/30 年
瀬古水位観測所	矢田川	5.50m	5.00 m	3.30 m
	(約 3.6k)	0 回/30 年	2 回/30 年	24 回/30 年

頻度は昭和50年から平成16年までの間(30年間)における水位超過回数

6.規制準備基準の検討

(1)規制準備水位の考え方

規制開始水位になった時点で規制が開始できるよう、規制人員の配置など規制の準備を開始する水位を設定する。

規制の準備に必要な時間については、各自治体、各路線で異なるため、「規制準備水位」は統一せず、それぞれ設定するものとする。

7. その他

(1)次回会議までの検討内容

次回会議では、規制箇所及び規制方法の検討を行うため、道路管理者は水防管理者等と、規制箇所及び規制方法、規制体制、規制に要する時間等について検討し、事務局に事前に報告するものとする。